

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 5 年 7 月に実施した監査（一部令和 5 年 6 月に実施したものを含む）の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 9 月 6 日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

財務監査及び行政監査の結果

令和5年9月6日

1 監査の種類

- ・ 地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・ 地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和4年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	214 機関のうち、35 機関	
教育委員会	98 機関のうち、5 機関	
公安委員会	60 機関のうち、3 機関	
その他(上記以外)	13 機関のうち、0 機関	計 385 機関のうち、43 機関 (表1参照)

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

また、当該事務の一部について、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり15機関において13件の指摘事項及び10件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1 (監査の実施及び結果の概要)

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日(方法)
1	知事直轄	広報課	7月31日	実地	—	—	—	7月10日(実地)
2	総務部	法務・情報公開課	7月31日	実地	—	—	—	7月10日(実地)
3		職員研修所	7月11日	実地	—	—	—	6月7日(実地)
4	清流の国推進部	外国人活躍・共生社会推進課	7月28日	書面	—	—	—	6月23日(書面)
5		競技スポーツ課	7月28日	書面	—	—	—	6月23日(書面)
6		ねんりんピック推進事務局	7月28日	書面	—	—	—	6月23日(書面)
7	危機管理部	消防課	7月28日	書面	—	—	—	6月23日(書面)
8	環境生活部	県民生活課	7月28日	書面	—	—	—	6月23日(書面)
9		私学振興・青少年課	7月28日	書面	—	—	—	6月23日(書面)
10		美術館	7月11日	実地	1	—	—	6月7日(実地)

11	健康福祉部	岐阜地域福祉事務所	7月21日	実地	1	—	—	6月19日(実地)
12		希望が丘子ども医療福祉センター	6月27日	実地	1	1	—	5月26日(実地)
13		中央食肉衛生検査所	7月11日	実地	—	—	—	6月8日(実地)
14		西濃子ども相談センター	7月21日	実地	1	—	—	6月19日(実地)
15	商工労働部	計量検定所	7月14日	実地	—	1	—	6月14日(実地)
16		情報科学芸術大学院大学	7月7日	実地	1	1	—	6月6日(実地)
17	観光国際部	観光資源活用課	7月28日	書面	—	—	—	6月23日(書面)
18		国際交流課	7月28日	書面	—	—	—	6月23日(書面)
19	農政部	検査監督課	7月28日	書面	—	—	—	6月23日(書面)
20		農業経営課	7月28日	書面	—	—	—	6月23日(書面)
21		農村振興課	7月28日	書面	1	—	—	6月23日(書面)
22		里川振興課	7月28日	書面	—	—	—	6月23日(書面)
23		農業大学校	7月20日	実地	2	2	—	6月16日(実地)
24	林政部	森林保全課	7月28日	書面	1	—	—	6月23日(書面)
25	県土整備部	技術検査課	7月28日	書面	—	—	—	6月23日(書面)
26		河川課	7月28日	書面	—	—	—	6月23日(書面)
27		砂防課	7月28日	書面	—	—	—	6月23日(書面)
28		犀川管理事務所	7月28日	書面	—	—	—	6月23日(書面)
29	都市建築部	下水道課	7月28日	実地	—	1	—	6月30日(実地)
30		建築指導課	7月28日	書面	—	—	—	6月23日(書面)
31		住宅課	7月28日	書面	—	—	—	6月23日(書面)
32		水資源課	7月31日	実地	—	—	—	7月10日(実地)
33		水道企業課	7月28日	実地	1	1	—	7月3日(実地)
34		公共交通課	7月28日	書面	1	—	—	6月23日(書面)
35		リニア推進課	7月28日	書面	—	—	—	6月23日(書面)
36	教育委員会	各務原高等学校	7月14日	実地	—	2	—	5月23日(書面)
37		大垣工業高等学校	7月21日	実地	—	—	—	5月23日(書面)
38		海津明誠高等学校	7月7日	実地	—	—	—	5月23日(書面)
39		可児工業高等学校	7月20日	実地	—	—	—	5月23日(書面)
40		瑞浪高等学校	7月19日	実地	—	1	—	5月23日(書面)
41	公安委員会	岐阜羽島警察署	6月30日	書面	2	—	—	5月23日(書面)
42		養老警察署	7月7日	実地	—	—	—	5月23日(書面)
43		可児警察署	7月20日	実地	—	—	—	5月23日(書面)
計	指摘事項等のあった機関数： 15 機関				13 件	10 件	0 件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

機関名	区分	内容
美術館	指摘事項	行政財産の目的外使用に伴う管理費の収入事務において、特別な理由がないにもかかわらず、納入通知書の発付が遅延し、使用期間の初日(令和4年4月1日)から6か月以上経

		過した後に収納されていたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜地域福祉事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として89,100円の費用負担が発生するとともに、修繕料205,000円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
希望が丘こども医療福祉センター	指摘事項	所長室空調機及び職員用ノートパソコンの修繕に係る契約事務において、前年度も同種の事案で指導したにもかかわらず、随意契約を締結する際に必要な見積書を徴取することなく、事前決裁前に予定価格の算出のために参考として入手した見積書に收受印を押印することによって、契約に必要な見積書として利用し、支出負担行為の整理を行っていたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	希望が丘こども医療福祉センター1階通路等改修工事に係る検査事務において、事前決裁書で指定した検査者以外の者が検査を行っていたため、今後は適正に処理されたい。
西濃子ども相談センター	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、公用車が1台廃車（修繕料相当額1,343,034円）となるとともに、車両搬送費用として19,980円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
計量検定所	指導事項	令和4年度岐阜県計量普及事業補助金の交付事務において、補助対象事業が完了していないにもかかわらず、事業完了前に履行確認が行われていたため、今後は適正に処理されたい。
情報科学芸術大学院大学	指摘事項	令和4年度の情報科学芸術大学院大学学生寮管理人業務に係る契約事務において、入札の執行は、予算の執行行為に含まれ、年度開始前に入札を執行することはできないと解されているにもかかわらず、債務負担行為を設定することなく、当該業務に係る入札が令和4年1月31日に執行されていたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の管理事務において、令和4年度の現物実査実施計画書では、実査担当者を指定し、現物実査が行われていたが、現物実査実施要領に定められた現物実査実施確認書が作成されておらず、どの職員が実査を行ったかが明確ではなかったため、今後は適正に処理されたい。
農村振興課	指摘事項	「週末田舎人ワークショップ」事業業務委託に係る契約事務において、一般競争入札の初度の入札で入札参加者が1人であったが不落となったことをもって、当該入札参加者と随意契約によることができる場合として地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定「競争入札に付し入札者がいないとき」を適用し随意契約を締結していたため、今後は適正に処理されたい。
農業大学校	指摘事項	授業料納付後の延滞金に係る収入事務において、次の不適正な事項が認められたため、今後は適正に処理されたい。 1 令和4年7月5日に延滞金の額を確定していたにもかかわらず、延滞金が収納された令和5年5月17日に調定決議がされていた。 2 授業料は令和4年6月24日に収納されており、また、延滞金は令和4年度の出納整理期間中の令和5年5月17日に

		<p>収納されていることから、当該延滞金の所属年度は元本である授業料収入の会計年度である令和4年度とすべきところ、令和5年度とされていた。</p>
	指摘事項	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料72,215円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>
	指導事項	<p>農業大学校収納庫西進入路設置工事に係る契約事務において、「県発注の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の通知に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
	指導事項	<p>物品の管理事務において、農業大学校車両消毒ゲート設置工事の請負契約により取得した物品（車両消毒ゲート）について、当該物品のみの取得価格（750,200円）で登録すべきところ、設置工事費全額（2,860,000円）で登録したことにより、財産の記録管理の対象となる重要物品となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
森林保全課	指摘事項	<p>労働保険料の支出事務において、令和2年度の確定保険料（雇用保険分）の算定にあたり、算定基礎となる賃金総額に再任用職員（フルタイム）に係る給与を含めていなかったことにより、確定保険料に不足が生じ、令和4年9月14日に不足額26,928円及び追徴金2,600円が支払われていたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>また、当該事故について、知事及び会計管理者への報告がされていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
下水道課	指導事項	<p>岐阜県木曾川右岸流域下水道維持管理業務の委託契約事務において、特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約）に該当する契約であるにもかかわらず、落札者の公示等必要な手続が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
水道企業課	指摘事項	<p>中津川浄水場No.3、4水処理機械設備（汚泥掻寄機）更新工事において、既存の沈殿池整流壁のうち可動プレート部分を同等品に交換していたが、当該経費について修繕費として整理すべきところ、建設改良費として整理され、これに基づき固定資産の除却及び登録が行われていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
	指導事項	<p>新県庁舎移転に伴う物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま物品が廃棄されていたため、今後は適正に処理されたい。</p>
公共交通課	指摘事項	<p>物品の売払金の収入事務において、収納した現金をその日に指定金融機関等に払い込むべきところ、特別の理由がないにもかかわらず、払込みが遅延していたため、今後は適正に処理されたい。</p>
各務原高等学校	指導事項	<p>物品の管理事務において、生物準備室に配備していたタブ</p>

		レット1台(取得価格70,785円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料75,460円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
瑞浪高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料100,734円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜羽島警察署	指摘事項	<p>令和3年度の岐阜羽島警察署本署電気需給契約書に係る契約事務において、次の不適正な事項が認められたため、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約解除に伴う違約金に関する条項が記載されておらず、相手方の責めに期すべき事由によって契約を解除するにあたり、違約金を徴収することができなかった。 2 相殺通知書の相手方への送付については、県が相殺を行う前に行うべきところ、契約解除に伴い、県が支出すべき令和4年3月分の電気代から県が徴収すべき損害賠償金額を差し引いた額を相手方に支払うことにより相殺した後に進んでいた。
	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料192,159円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。